

八旗創設期のグサ分領制と その基底について

— 特に salibumbi との関連から見た —

増井 寛也

筆者は以前、①八旗八グサ分領制の成立過程と②八旗各グサ所属のニル数について、一部推論を交えながら、概ね以下のように考えたことがある。

①八旗八グサ分領制の成立過程

八旗（以下、八旗最大の構成単位としてはグサ gūsa を用いる）は、推定万曆三四年（1606）末設置の四旗、すなわち黄旗（旗主ヌルハチ）・白旗（旗主チュイエン [ヌルハチ嫡長子]）・紅旗（旗主ダイシャン [ヌルハチ嫡次子]）・藍旗（旗主シュルガチ [ヌルハチ同母弟]）を前身に、万曆四三（1615）年に発生したチュイエンの刑死と白旗の剥奪を直接の契機として成立した。その結果、ヌルハチは白旗の属民を三分してホンタイジ（ヌルハチ嫡四子）、ドウドウ（チュイエン嫡長子）、マングルタイ（ヌルハチ嫡三子）をそれぞれ旗主とする正白旗・鑲白旗・正藍旗を編成すると同時に、黄旗と紅旗は旗主を変更しないまま各々正鑲両黄旗と正鑲両紅旗に二分し、また藍旗を鑲藍旗と改称してアミン（シュルガチ [万曆三九年病没] 嫡次子）に委ねた。^①

②八旗各グサ所属のニル数

四旗制の時代、四グサ所属のニル数はほぼ均等であったと考えられるが、天命六年に初見する八旗のグサ別ニル数は相互に懸隔が著しく、正白・鑲白・正藍三旗はそれぞれ三〇個に遠く満たない反面、鑲藍旗は六〇個を超えた。後金国 aisin gurun の建国（1616）後、天命年間（1616-1626）の後半期にヌルハチ（ゲンギェン＝ハン）の意志によるニル数の調整と平準化が実施された結果、ヌルハチの病没

(1626) までは各グサ間の格差は縮小し、ニル数は二五個から三一個の間に落ちていた。そこに至るまでの過程はグサ間でのニル移動、グサ内部におけるニルの分割あるいは解体を経たものらしく、わけでもアミンの鑲藍旗はニルの解体によってニル数が半減した。ニル数の平準化と並行して、グサの領有関係にも変更を生じた。ヌルハチ主導でホンタイジが正白旗に加えて鑲白旗を掌握し、代ってドウドウがヨト(ダイシャン嫡長子) 属下の鑲紅旗に転入させられたのは天命末年のこのようである。^②

もとより入関前の八旗は、ジュシェン jušen (女直/女真) 人を中核とする軍事・行政・社会一体の組織であるが、その初発時点の統属関係から見ると、ヌルハチを頂点に戴きつつ、ヌルハチ・シュルガチ兄弟とその嫡子嫡孫によって分領統率されるグルン gurun (国人) の集合体に他ならない。ならば、その起点に溯ってこうしたグルンの統属関係はいかにして成立し、またそれは本質的にいかなるものとしてヌルハチ時代のジュシェン人に認識されたのであろうか。本稿はこのような関心から、従来問われることの少なかった八旗制の一側面に焦点をあてようとする試みである。

なお、行論の便宜上、利用した満文史料は参照順に番号を付して巻末に一括し、文中での直接引用を最小限にとどめた。

一、ヌルハチ・シュルガチ兄弟の国人分領とその実態

八旗制が国人分領制を根幹に置く限り、その基本的性格はヌルハチ・シュルガチ兄弟が国人を各自分領した時期に溯って、すでに露呈していたと考えるのが自然であろう。シュルガチは後に兄との確執から失脚の憂き目に遭うのであるが、そこに至るまでの経緯とその後の推移を跡づけることによって、国人分領制が当時、いかなるものとして理解されたのかをあらかじめ一瞥しておきたい。

周知のように、後金国成立以前のヌルハチ政権、すなわち建州マンジュ

国 manju gurun は、その存在が外部に認知されるに至った当初、同母弟シュルガチとの二頭体制によって特徴づけられた。早くも『李朝実録』宣祖二二（万曆一七/1589）年七月丁巳条に、「老乙可赤は則ち自ら中に王と称し、其の弟は則ち船将と称す」とある。同年はまさにヌルハチが建州三衛、つまりマンジュ五部を統一した翌年にあたり、当時すでにシュルガチが兄に次ぐ存在であったことが分かる。『東夷考略』『建州』によると、ヌルハチが配下の馬三非を通じて「今復た身みづから三十二酋を率いて塞を保ち、且つ建州・毛憐等の衛を鈴束す」と称して、都指揮使から都督僉事への陞職を要請し、その実現を見たのは万曆一七年九月とされている。この陞職要請を明朝廷に取次いだのは遼東巡撫の顧養謙であって、その奏疏には馬三非が持参した「番文（モンゴル文）稟帖」の訳文と「漢字稟帖」が転載され、前者には「我れ三十二名の頭領を領し、辺界を保守す」とあり、後者には「隣辺保守夷人三十二名、各衛の主、奴兒哈赤並びに速兒哈赤等三十二名、賞を乞う」とある^③。建州統一当時、ヌルハチ・シュルガチは並び称され、両者の麾下に三二「衛」の「頭領」が所属したことになる。

『東夷考略』『建州』はさらに七年後の万曆二四（1596）年、ヌルハチが「貢夷に附して、益々五十三酋を総べ、虜を捍ぎて労苦すと盛称し、折賞を乞う」と記し、麾下の頭目は五三名に増加している。申忠一（朝鮮南部主簿）の『建州紀程図記』（万曆二三年末から翌年初にかけての探査記録）は、当時フェ＝アラ城を本拠としたヌルハチ兄弟の勢力を「奴酋ヌルハチの諸将百五十余、小酋シュルガチの諸将四十余、皆各部の酋長を以て之と為す」と観察し、ヌルハチ配下の馬信からは「衛は凡そ三十、而して投属する者は二十余衛なり」という情報を得ている。他方、申忠一にやや先んじてフェ＝アラを訪れた河世国（朝鮮郷通事）の満浦僉使柳濂への報告では「大概目睹するに、則ち老乙可赤の麾下は万余名、小乙可赤の麾下は五千余名」（『李朝実録』宣祖二八〔万曆二三/1595〕年十一月戊子条）となっている。

ヌルハチ兄弟の麾下が万曆一七年時点で「三十二衛」「三十二酋」と記録されるのに対して、同二三・二四年時点になると「二十余衛」「五十三

酋」とあって、後者の衛数がかえって減少している。「三十二衛」は建州マンジュ五部統一後、「二十余衛」は長白山部（ヤルギャン・ジュシェリ・ネイエン三部）の併合後の数値であるから、不審の念は一層募る。馬信のいう「衛は凡そ三十」とは、ヌルハチが広義の建州女直と看做した長白山三部とワルカ部^④を含む数値であろうから、地域的政治単位としての「衛」の規模にそもそも相違があったと見ておく他ない。ちなみに、ここにいう「衛」は明初に設定された建州三衛（建州衛・同左衛・同右衛）よりも小規模な、ジュシェン人がゴロ golo（後出）と称した地域単位を指したもので、その広狭は不定かつ流動的であったようである。

ところで、万暦二三・二四年時点におけるヌルハチとシュルガチの勢力比は、麾下の「酋長」を基準とすれば一五〇余人对四〇余人（ほぼ3:1）、兵力を基準とすれば約一万余人对五千余人（約2:1）となり、少なからず一致しない。しかし、ヌルハチが対明朝貢を最終的に停止する万暦四三年まで、権力基盤の一つとして重視された勅書（明政府発給の武官辞令兼交易許可証）の保有数から判断すると、約三対一と理解しておくのが妥当である。すなわち、建州配当分の勅書全五〇〇道をヌルハチが制覇した万暦一六年以後、ヌルハチとシュルガチならびに両者の麾下諸將が掌握した勅書数の配分は、万暦二六年に至ってはじめて明らかとなる。この年度における建州朝貢団二〇〇名（つまり五〇〇道内の二〇〇道を使用）のうち、五〇名がシュルガチ党であることが分明しており、よって自余の一五〇名はヌルハチ党であったことになる^⑦。

建州左衛都督のヌルハチに遅れて、シュルガチは万暦二三年に建州右衛都督に叙任され^⑧、名実ともに二頭体制が成立するものの、兄弟間の緊張と葛藤は漸次尖鋭さを加え、遂に万暦三七（1609）年三月、シュルガチは兄からの独立を謀って失敗し、幽閉されるという政変が発生した。その前年、兄弟は別個に朝貢団を率いて北京に進貢するのであるが、ヌルハチ党の朝貢団が三五七人、シュルガチ党のそれが一四〇人と記録されている（『明実録』万暦三六年一二月乙卯・甲戌条）。兄弟間の緊張がまさに頂点に達しようとするこの時期に、建州勅書五〇〇道を尽して進貢した

わけであるから、ヌルハチ党・シュルガチ党の保有比は三五七対一四〇（約2.6:1）となり、三対一に比してシュルガチ党がやや多い。恐らくシュルガチの不満を抑えるために、ヌルハチが譲歩した結果と考えられるので^⑨、本来の保有比は三対一であったと解される。あるいは「三十二酋」と「五十三酋」についても、それぞれ二四人対八人、四〇人対一人に配分されていた可能性がそれなりの現実性を帯びてくる。

そうすると、上記ヌルハチ兄弟麾下の総兵力約一万五、六千人も、諸將一五〇余人対四〇余人に照らして、実際は約三対一となるように按分されていたであろう。一説によれば、『歴朝八旗雑檔』に見える「初編四〇ニルを編成するとき fukjin dehi niru be banjibure de」という文言に基づいて、万曆二九（1601）年にヌルハチが三〇〇人制ニルを編成した時点の総数は四〇個であったと推定されている。これが信ずべき数値なら、四〇ニルもヌルハチ三〇個、シュルガチ一〇個に配分されていた公算が大きい。三〇〇人制ニルといえば、史料（1）に見るごとく、ニルの編成母体はすべてヌルハチが「集めた」国人 *gurun* と観念された。その国人とは史料（2）に徴して、ヌルハチが各地に割拠する「ゴロ、ゴロのアンバン *amban*（大人）ら」（前出の「頭領」や「各部の酋長」に該当する在地の首長層）とその部衆を懐柔や武力によって「集めた」結果に他ならない。上記の比率に照らせば、シュルガチ配下の国人はマンジュ国全体の約四分の一に相当したであろう。

換言すれば、マンジュ国の国人はすべて理念上、まずもってヌルハチが「集めた」グルンであり、シュルガチの配下といえども例外ではなかった。そのため、独立を企てたシュルガチに対して、ヌルハチは史料（3）に「弟王に与えた国人、僚友などのものを皆取り上げて、たった一人にした」とあるような峻厳な措置を断行したのである。当該史料が繰り返し強調するのは、シュルガチの国人はシュルガチの属下である以前に、兄ヌルハチが「集めた」国人であり、従ってシュルガチに対する国人の与奪は一に繋ってヌルハチの意思に存するという論理であった。事実、「自らを責め、突然還つて来た」シュルガチに、ヌルハチは「一旦取り上

げた国人、僚友を皆更めて弟王に還し与え」ている。この論理を側面から補完するのがシュルガチの国人は「我らの父が専らにさせた」のではなく、「兄である我れが与え」「専らにさせた」ものであるという論理であり、これを裏返せば父が「専らにさせた」国人は、たとえ兄であつても剥奪できなかつたわけである。シュルガチは結局、辛亥年（万曆三九/1611）八月一九日、兄に「養われることに満足しない」^⑪まま、怏怏として病死するのであるが、この執拗なまでの憤懣は一体なにに起因するのであろうか。

「更めて弟王に還し与えた」国人からなる藍旗はシュルガチの没後、その嫡次子アミンが継承したことは先に一言しておいた。天聰三（1629）年、太宗ホンタイジ（以下、ハン即位後は太宗で統一）が遼西を迂回して北京近傍を衝き、長城内の永平等四城を陥落させて東帰した後、四城の占領を引き継いだアミンは明軍の反攻を支えきれず、翌年瀋陽へ撤退する。この好機を捉えて、太宗は罪状一六条を列挙してアミンを失脚幽閉に追い込んだ。罪状中、アミンが父シュルガチを唆してヘチェム路に独立し、ヌルハチから離反させようとしたこと（第一条）、第一次朝鮮征討時（天聰元年/1627）に主将アミンが宗室諸王の反対にもかかわらず、朝鮮の地に留まろうとしたこと（第三条）、ヌルハチの遼東征服後、八旗各グサに指定した分地に屯戍せず、勝手にヘチェム路に移駐したこと（第六条）の三条は^⑫いずれも、父シュルガチにも劣らぬアミンの独立志向を反映する。また、崇徳四（1639）年八月に太宗が「側近のグチュ（腹心）hanci gucu」であったフルダンを処刑した罪状のなかでアミンに言及している^⑬。すなわち、ヌルハチの死後、政権の帰趨がホンタイジ擁立に傾きつつあった時期に、アミンがフルダンを介して、ホンタイジの即位支持と交換に鑲藍旗を率いて「別地に住む」ことを認めよと迫り、この自立要求に驚愕した太宗の狼狽ぶりをフルダンが朋輩に吹聴輕侮したというのである。

シュルガチ・アミン父子の分離独立志向を理解する上で、史料（4）はことに重要である。この記事自体は、後金軍の永平等四城失陥を侮り、年例の礼物（第一次朝鮮征討後に始まる）を前年よりも減額してきた朝鮮に

対して、憤慨した太宗が四城失陥をアミン単独の失策に転嫁しようとした国書の一部である。内容の大半は上記一六条の第一条と重複するとはいえ、独自の情報を含みもする。史料 (4) において太宗が父ハンは「(弟シュルガチの) 属下の人民 harangga jušen irgen (グサの成員としての国人を指し、あるいは単に「属民」jušenともいう) をば、半ば dulga を取り上げた」と明言した部分がそれであって、史料 (3) の記述に反してヌルハチはシュルガチの国人を残らず剥奪したのではなく、「半ばを取り上げた」だけだという以上、残りの「半ば」は依然としてシュルガチの手許にあったと判断せざるを得ない。

シュルガチの死後、ヌルハチは「属民jušenを増して完全なグサ gulhun gūsa をつくり」、これをアミンに委ねたからには、ヌルハチが「更めて弟王に還し与えた」のは、剥奪した「半ば」の国人だけであったはずである^⑭。だとすれば、シュルガチの手許に残された、もう一半の国人とは、一体なにに由来するのであろうか。想定し得る来源としては、大別して二種類あったと見られる。一つは「父が専らにさせた」国人であるが、ヌルハチ挙兵当初の兵力から推して、実在したとしても微々たるものであった。いま一つはヌルハチ・シュルガチの二頭体制下における国人の拡大過程で、シュルガチ自身が独力で「集めた」国人(上述した四分の一の「半ば」、つまり八分の一に相当)であって、その与奪にヌルハチが関与し得なかったのは、当然といえば当然の帰結であった。

要約しよう。シュルガチ・アミン父子に看取される露骨な自立志向は、シュルガチが独力で「集めた」国人が実在し、その国人をアミンが継承したことに起因した。一方、ヌルハチによる国人の与奪を可能にした論理は、自らの「集めた」国人を子弟に「専らにさせた」事実^⑮に立脚していた。さしあたりこう考えて大過ないとすれば、国人ないしそれをもって編成したグサを、ヌルハチの子弟が分領した根拠としての「専らにさせる salibumbi」という行為について、いままじ掘り下げて検討して見る必要がありそうである。

二、salibumbi の語義—従来の見解と問題点—

グサの分領に関しては現在、周遠廉氏と谷井陽子氏の見解が並立している。周氏は逸早く salibumbi に着目し、以下のように説く。salibumbi という語彙が「使承受、使専主」を意味したところから、ジュシェン jušen (属民) および八旗各級のエジェン ejen はすべて後金国ハンたるヌルハチが「専主する」属下であり、ヌルハチから各グサのペイレ (旗の王) に賜与され、グサのペイレに承受させ、専主させた、と解する。salibumbi は家の主 ejen とアハ aha (奴僕)・家畜群の関係にも適用されるので、ペイレは旗下の大臣・^{アンバン}属民に対して奴僕・家畜群と同じく任意に処置することができ、「専主する」^⑥権限を有した。

これに対して、谷井氏は salibumbi の訳語がどうであれ、その意味内容が具体的に定義されていない以上、語義としてはせいぜい「名目上誰かの所有とされている」ことが認められるに過ぎないと論じ、諸ペイレによる国人 (属民) の分有についても、「国人を一種の家産とみなして成人した諸子に分与する慣習の力」によって始まったものの、ヌルハチの勢力が「国家としての体制を整えていく過程で、外形だけ残して慣習が本来もっていた意味を失った」と主張する。^⑦

周氏の見解は、ほぼ後出の史料 (25) のみを根拠として組み立てられており、また谷井氏の批判するとおり、「専主」の権限内容が具体的事例に即した実証的な裏づけを欠くことも否定できない。他方、谷井氏も「連旗制論」的認識 (八旗分権体制ならびにペイレ・属民間の排他的主従関係を主内容とする) に対する批判の一環として salibumbi に言及するにとどまるため、諸ペイレによるグサ (ないしニル) の分領現象をもって、国家体制の整備過程で残存した形骸と結論するまでの、salibumbi そのものに直結した語義と用例の両面からする分析過程を提示しているわけではない。このように、国人分領制の実相に踏み込むためには、それに先立って salibumbi の具体的語義を明確にしておかねばならないのである。

「salibumbi : 専らにさせる」は羽田亨編『満和辞典』(1937/1972 復刻)

が提示する訳語であり、満漢辞書『清文彙書』の「使専主」を典拠とする。しかるに、満漢辞書として著名な『御製増訂清文鑑』の salibumbi は、なぜか「売り物の値段を定めさせる」(漢訳「估価」)の意味しか載録しない。そこで同書の salimbi を見ると、「売り物の値段が釣りあう」(漢訳「値」)の他に、「自専」という漢訳を引きあて、下記のように解説する。

emhun ejelefī yabure be salimbi sembi. geli boo usin be
 独り 掌握して行うのを salimbi という。また家屋・田地を
 beye de obure be boigon salimbi sembi.
 己がもの にするのを boigon salimbi という。

従って、salimbi の使役形 salibumbi は、①「独り掌握して行わせる」、
 ②「家屋・田地(などの家産 boigon)を己がもの^{おの}にさせる」と解してよい。

salibumbi の第一語義については、史料 (5)・(6)・(7)・(8) の四例を列挙し得る。このうち、(5) はヌルハチが獲得したハダ国の国人を明の万曆帝がイエへ国に欲しいままに掠奪させることを、(7)・(8) は後金国内の有力臣下や、来附したモンゴル王侯に出嫁した宗室女性に夫を思いどおりに願使させることを、それぞれ salibumbi と表現し、漢訳は三者とも「受制」「令受制」となっている。(6) は明の皇帝だけが独り尊大に振舞い、他国の君主を自由にさせないことを、否定形過去で salibuhakū (現在形は saliburakū) と表現し、「俾莫得自主」(〔乾〕『太宗実録』)と漢訳する。これらを総合すると、salibumbi は誰かにある対象を「意のままにさせる」、あるいは「思いどおりにさせる」などと解釈可能な意義素をもっていることが分明する。

かたや第二語義は史料 (9) に適例がある。この訴訟事案によれば、ニルを管理するエブテイが故人のバシバイにケテイという弟がいるにもかかわらず、バシバイの家産を相続すべき「子孫(ここでは成長した子孫の意)、親族はいない」と偽って、直属のショト = ペイセ (ダイシャン嫡二子) ——

ペイセについては後述する——に報告したため、これを軽信したショトはバシバイの寡婦をエブテイの弟クリに再嫁させ、バシバイの家産もクリに「専らにさせ」たのであった。ところが、ケテイがエブテイの虚偽を法司に告訴したことから真相が暴かれた結果、エブテイを鞭打ち刑に処し、クリとバシバイの寡婦を離婚させ、幼い遺児二人は——下記のクリに対するショトの措置に照らして——成人分家するまで、叔父のケテイが引き取って養育することに結審した。

この史料から判明する興味深い事実は、salibumbi と bumbi (与える) とが互換的に用いられていることであって、史料 (3)・(17) もその類例である。双方の類義性は明白であるにしても、史料 (19) salibumbi という修飾形式は salibumbi が bumbi よりも狭く限定的な意味を帯びたらしいことを示唆する。その際、注意を喚起したいのが、クリにバシバイの遺産を「専らにさせ」る企てがたとえ未遂に終わったとしても、ショト自身はもともと遺産一式を漏れなく記録した上で、飽くまでも「子供らが成長したら分家させる delhebumbi」、すなわち将来的に成長した二人の男児による「分家」(父の家産を分与されて独立世帯を構える^⑧)を予定していたことである。別言すれば、ショトがクリにバシバイの「家産を己がものにさせ」たといっても、成人の遺産相続権者がいないことを前提とする以上、この salibumbi は家産所有権の即時完全な移転を意味したのではなく、むしろ成長した遺児による正当な遺産相続が確定するまでの間、クリに暫定的な家産専有権を承認したに過ぎないのである。

さらに、salibumbi の第二語義からの転義ないし派生として、「ハンがなにかを恩賞に賜与して専らにさせる」と理解し得る用例がある。たとえば史料 (10) によると、バヨト部 (内ハルハ五部の一つ) のエンゲデル夫妻が本拠の牧地を去って後金国に永住したことをヌルハチは嘉して、「平虜堡という城の人民を専らにさせた」のであるが、この「専らにさせた」は「賜之」と漢訳されているから、明らかに来帰への恩賞として賜与されたのであった。史料 (11) から判明するように、平虜堡の賜与自体は永住二年前の来帰時に遡り、またエンゲデル夫妻の取り分はヌルハチが

一旦平虜堡から徴収した公課（銀・穀物）の一部であったから、平虜堡は「一種の食邑」であったことになる。¹⁹

同種の事例が史料（12）であって、天聰元（1627）年に後金国に来帰したチャハル系アオハン部のソノム＝ドウレンに対して、太宗が当時寡婦であった姉マンガジ（ヌルハチ三女）を再嫁させ、開原地方を「専有させた」というのである。ソノム夫妻は九年後、いくつかの罪により食邑であった開原地方を没収されたことに鑑みて、開原地方はハンたる太宗の恩賞として賜与されたものであり、その限りで恩に背けば召し上げ可能であった。してみると、やはりこの場合の salibumbi も、暫定的専有と解されてよい。一度はソノム夫妻に「編して与えた」ものの、「取り上げた」満洲ニルが同様に専有の対象であったことは、史料（13）に明文がある。これによると、エンゲデルに先立って後金国に来附した従兄弟のグルブシに、ヌルハチは二ニルの属民を「専らにさせた」とあって疑う余地がない。

このようなハンから恩賞として賜与された人間集団は、後金国が遼東を併合すると漢人被征服民にも拡大され、ジュシェン人やモンゴル人の世職保有者はもとより、明軍から投降した漢人武将もその分配に与かった。ジュシェン人については史料（14）のガンガダの事例、漢人武将については史料（15）の事例が参照されてよい。後者は漢人武将たちが後金国から課される徭役が不当に重いと訴えたのに対して、太宗がサハリヤン（ダイシャン嫡三子）を通じて、漢人武将らの負担する徭役がジュシェン人の繁多なそれに比して軽く、分配された漢人壮丁数も優遇されていることを延々と訓諭した勅旨の一部である。史料（16）はこの勅旨に対して漢人武将らが陳謝した言辞であり、漢人壮丁の分給がハンの「慈しむ恩」「養った恩情」に含めて理解され、ガンガダのごとくハン命への違背が不法と判断されれば、「専従させた漢人」はただちに没収されるべきであった。

三、家産としての国人 / 属民とその分給

前章では salibumbi の基本的語義を概括的に検討してみた。これを前提に、本章では改めて「国人を専らにさせる」ことが、いかなる論理を媒介としてヌルハチ嫡系子孫によるグサ分領の基底となったのか、について論及したい。本稿の冒頭でもふれたように、八旗の前身をなしたと考えられる黄白紅藍四旗のうち、白旗と紅旗の二グサはヌルハチ年長の二子、チュイエンとダイシャンの領旗であった。四旗成立の時期はヌルハチが内ハルハ五部からクンドウレン＝ハン号を奉呈された万暦三四(1606)年と推定されるが、それと同時か先行して、チュイエンとダイシャンには国人が分与されていた。史料(17)は、ヌルハチが将来のハン位委譲を見据えて、長子チュイエンに一旦は政柄を預けたものの、君主に相応しからぬ長子の狭量さと、父の生前から諸弟と重臣筆頭の「五大臣」を抑圧して権力集中に逸る性急さに加えて、ウラ国出征中の父・諸弟・五大臣を呪詛した罪状までもが露見したため、万暦四一年、思い余ってチュイエンを幽閉した経緯に関連する記述である。

史料(17)の叙述から「先んじて長じた二人の同母兄弟」チュイエン・ダイシャンを始めとする「我が愛しい妻に生まれた多くの子ら」に、牧群・銀・勅書などと同じく国人 gurun が分与されたこと、さらに国人の分与が「専らにさせた salibuha」と表現されること、この二点が判明し、これらを考え併せると国人が牧群・銀・勅書と同様に、一種の「家産 boigon」として分給の対象になったことは紛れもない。チュイエン・ダイシャンに与えた国人の合計一万戸がヌルハチの集めた「多くの国人」の「大半」に相当し、それが白旗と紅旗の編成母体となった以上、グサの編成はヌルハチによる家産分与とその帰結という側面を確かにもっていた。しかも、チュイエンの幽閉——とそれに続く刑死(万暦四三年/1615)——後、その国人を「弟らと一緒にして同様に分配せよ」との命令が実施され、既述のごとく白旗の分割と正藍・正白・鑲白三旗への再編成を結果したのなら、国人を含む家産を——父からの相続によらず——単独

自力で形成したヌルハチの所有権は、家産を諸子に分給した後も消滅せず、相応の正当性さえあれば、いつでも家産を剥奪回収し、分割しなおすことも可能であったと考えてよからう。

このことはまさに salibumbi 第二語義の「暫定的専有」という性質に由来するものであって、先述したシュルガチの藍旗からアミンの鑲藍旗に至る国人（属民）増減の推移が明示するように、ヌルハチが「専らにさせた」部分の国人に限っては、ヌルハチの意志による剥奪と返還が可能であった。salibumbi のこの側面が、初発段階のハグサとその継承全般においても観察されるのか否か、さらに事例を補足して確認してみよう。

まず、ヌルハチによる国家創立がどう観念されていたかを窺うと、史料 (17) の「天の恩寵により多くの国人を集め」たスレ＝クンドウレン＝ハン（ヌルハチ）、あるいは史料 (18) の太宗自身による「これほどの大政、国土人民一切のもの」を「自分一人で創立した」父ハンという発言から、国人はもとよりマンジュ・後金国の一切はヌルハチが独力で築きあげた家産であるとの通念が浸透しており、グサはすべて父が「専らにさせた」ものとして継承されるべきであった。

上文でもふれたように、国人 gurun は政治的な統属関係からは属民 jušen ともいい、四旗 / 八旗の編成後はすべて各グサに分属した。史料 (19) においてヌルハチが「諸子に属民 jušen を専らにさせ」たことを、〔順〕漢『太宗実録』が「固山を分かつ」に作るのは上記のような統属関係に由来する。このグサおよびグサの属民を分領する主体がハンないしベイレであって、史料 (20) のいう「旗のベイレら gūsai beise」（この beise は beile の複数形）とは、もとよりこの意味での使用である。当該語句がことさら「国名をマンジュとする」という新たな民族名の宣言（天聰九年）と関連づけられているのは、周知のとおりジュシェン jušen が女直（女真）と属民の両義を併有したため、天聰九年に語義を属民に限定し、民族名をマンジュと改称したからに他ならない。

属民を専らにした「旗のベイレら」とはハン麾下の諸王に該当し、天命元（1616）年以後は四大ベイレ（ヌルハチ・シュルガチの嫡出子で、年齢順に

ダイシャン、アミン、マングルタイ、ホンタイジ) と小ベイレ (四大ベイレを除くヌルハチの嫡子・嫡孫とシュルガチの嫡子を含む) に区分された。第四大ベイレのホンタイジをハンに推戴した天命一一年九月時点——史料 (27) はその際の誓約——では、三大ベイレに「衆ベイセラ」geren beise (beise は beise の複数形、ベイセとは小ベイレの謂であり、タイジ taiji ともいう) を加えた一四人がベイレに列した (下表参照)。三大ベイレ以外の一人はアバタイ (ヌルハチ第七子: 準嫡子)、デゲレイ (ヌルハチ嫡六子)、ジルガラン (シュルガチ嫡六子)、アジゲ、ドルゴン、ドド (以上三名はヌルハチ嫡六・七・八子)、ドウドウ (チュイエン嫡長子)、ヨト、ショト、サハリヤン (以上三名はダイシャン嫡長・二・三子)、ホオゲ (ホンタイジ長子: 嫡子→準嫡子) である²¹⁾。なお、ジャイサング (シュルガチ嫡五子) は天命一〇年五月に没している²²⁾ので、当然ここには登場しない。また、準嫡子とは側妃からの所出を意味する²³⁾。

後金国最高指導部の構成は、ハンが二グサ——天聰九年以後は三グサ²⁴⁾——を保有するとともに、上記の大小ベイレが各グサに分属する体制として要約し得る。しかしながら、国人を独力で集めたヌルハチと、その一部を父から継承した太宗 (特に天聰年間の) とでは、同じくハンといえども大差があったし、また同じヌルハチ一門 (後金国宗室) の成員でも、ベイレ (ヌルハチ・シュルガチの嫡系) であるか否かによって著しい格差を生じた。ハンとしてヌルハチと太宗がどう相違するかは追って取り上げるとして、それに先立って salibumbi から見た諸ベイレの八旗分属の具体相を明確にしておこう。八旗編成時点 (1615) におけるハン・ベイレによるグサの掌握状況は明証を欠くけれども、天命年間中後期とヌルハチ病没時点 (天命一一年八月) のそれは概ね下表のように理解しておいて大過なからう²⁵⁾。

グサ	天命年間中後期(綱掛けは一グサ全体を管掌)	天命 11 (1626) 年 8 月
正黄旗	ヌルハチ (ハン)・アジゲ・ドルゴン	アジゲ・ドルゴン
鑲黄旗	ヌルハチ (ハン)・ドド	ドド
正紅旗	ダイシャン	ダイシャン・サハリヤン
鑲紅旗	ダイシャン・ヨト・ショト	ヨト・ショト・ドウドウ
正白旗	ホнтаイジ	ホнтаイジ
鑲白旗	ドウドウ・アバタイ	ホオゲ・アバタイ
正藍旗	マングルタイ・デゲレイ	マングルタイ・デゲレイ
鑲藍旗	アミン・ジャイサング・ジルガラン	アミン・ジルガラン

このうち、グサの継承関係が最も明快であるのは、四旗制時代の黄旗と紅旗を分割して編成した正鑲両黄旗と正鑲両紅旗の四グサである。まず正鑲両黄旗から取り上げると、ヌルハチから両黄旗を継承したアジゲ・ドルゴン・ドド三名は同母兄弟であり、ヌルハチ晩年の出生に係る嫡子たちであった。史料 (21) によって、ヌルハチは生前すでに三兄弟による正鑲両黄旗全体の継承を決定していたことを知る。ただし、二グサすべてを一挙に委譲したのではなく、史料 (22) のような経過措置をとった。すなわち、ヌルハチははじめ両黄旗所属の全六〇ニルを一五ニルずつ四分し、アジゲとドルゴンが正黄旗三〇ニル、自身とドドが鑲黄旗三〇ニルを掌握した。ヌルハチの没後、その自留分 (つまり遺産) の一五ニルを等分して三兄弟で相続したいとアジゲとドルゴンが要請したのに対して、太宗は——ニル数の均衡を保持させたいとの思惑もあって——これに介入し、自留分も嫡末子ドドに専有させたという。

このようにグサを専有させる場合、当該グサに複数のベイレが配属されているならば、グサ所属ニルの分有という形式をとった。嫡出諸子には到底比肩し得なかつたにせよ、庶子たちもまたニルの分配に与かつた。その一例としてタングダイ (ヌルハチ四子) と同母弟タバイ (同六子) の場合を瞥見しておこう。史料 (23) によると、タングダイ・タバイ (もとはダイシャンの正紅旗に所属) は「分家する」boo delhemi、つまり成長して父から独立する際に、それぞれヌルハチから国人の一部を「属下の隸民」harangga jušenとして分与され、これを後にニルに編成したので

あった（タングダイは一半箇ニル、タバイは一整ニル）。この属民とニルがいずれも「専らにさせる」ことの対象となっていて、ここでもやはり両者は家産の一種と認識されていたのである。

続いて正鑲両紅旗に視点を転じよう。この二グサのうち、正紅旗はダイシャンとサハリヤン（ダイシャン後妻の所出）が掌握し、鑲紅旗はヨト・ショト（ダイシャン先妻所出の同母兄弟）が受け継ぐが、ダイシャンは先妻と後妻の諸子らを同等に処遇したわけではなかった。天命五年九月、ショトはアミンの弟ジャイサングとともに明への逃亡を共謀したと告発され、幽囚の身となる一方、ショトはダイシャンの後妻によって庶母に姦通したと讒言され、それがダイシャンの口からヌルハチに耳に入ったために大事件に発展する。事態の解明に乗り出したヌルハチはショトとジャイサングの不遇な立場に同情し、前者に対して逃亡と姦通の嫌疑を晴らしてやるばかりか、二人の属民についても取り分が不利であるとして見直しを命じた²⁶⁾。この間の経過から属民を「専らにさせる」ことの本質が垣間見える。

史料（24）に「ジャイサングとショトに与えた属民を書に書いて持って来い、我れが見よう」とあるように、取り分を見直した結果、ジャイサングに対して属民の一部を交換せよと命じられたジルガランは「まったく罪なくして（属民を）剥ぎ取るのか」と強い不満を示したものの、ヌルハチの命令は絶対であったはずである。交換された属民は恐らく、ヌルハチがかつてシュルガチに「専らにさせた」国人に属したであろう。他方、ダイシャンは史料（25）に見るとおり、「我が子に僚友、国人を与えず、家の奴隸、牛馬の牧群を専らにさせ」なかったために、ショトが逃亡しようとしたのなら、そのように仕向けた「我が妻（後妻）を我れが殺そう」、そうでないならショトを「我れが殺そう」と繰り返すヌルハチに願ひ出るが、許されることはなかった。このときにヌルハチがダイシャンを叱責した発言が史料（26）である。ヌルハチは自分同様、ダイシャンもまた継母に虐待されて苦勞した過去をもちながら、後妻の言いなりになって先妻の子ヨト・ショトを疎外し、後妻の子らを偏愛する余

り、不公平に属民と僚友を「専らにさせた」と詰責するとともに、自分を見習ってショットの取り分を考え直せと命じたのであった。

詰責の翌日、ヌルハチは「ショットにもっとよい領民 jušen を与えようと、記録を取り出し、ダイシャンを呼んで来ていっしょに調べ²⁶」たというから、命令は履行されたと見てよい。ヌルハチはダイシャンに問答無用の一方的な強制こそしなかったものの、ダイシャンが属民の交換を受け入れたのは、史料 (25) の文言「ハンなる父が我れに専らにさせた僚友、国人」が示唆するように、ヌルハチが独力で集めた国人の一部を、家産としてダイシャンに「専らにさせた」からに相違ない。国人を含むすべての家産をヌルハチが独力で築いたという不変不動の事実が、諸子の家産を——しかるべき理由に依拠して——与奪する権限ばかりか、孫世代の家産継承にまで間接的に容喙する権限を付与したのである。「専らにさせる」を暫定的専有と解釈する妥当性が再度確認されたことになる。

ここまで、ヌルハチ生前のグサ/ニルを対象とした salibumbi を検討してみた。ならば、ヌルハチ没後の、つまりホンタイジのハン即位後のそれはどう変化したのか。この問題を展望するのに最適の事例が史料 (27) である。この一文はホンタイジが自らをハンに推戴した諸ベイレと取り交わした誓約であり、双方の誓詞ともその焦点は諸ベイレがよほどの過失・大罪でも犯さない限り（過失・大罪を認定する主体である太宗自身に、恣意が入り込む余地がなかったとは断言できないにしても）、太宗が「父の専らにさせた属民を取り上げたり、降格したり、誅殺する」ことはない相互に確認するところにあった。

換言すれば、グサ/ニル分領の現状維持を謳ったこの誓約は、創業の君主にして絶対的家父長であったヌルハチとは異なり、即位当初、自余のベイレ（特に三大ベイレのダイシャン・アミン・マングルタイ）を圧倒するだけの強大な権力基盤をいまだ掌握していなかった太宗に対して、諸ベイレが要求した地位・属民の保全保障に他ならず、太宗としても立場上これに応じざるを得なかった。だからこそ、太宗によるハン権力の確立過程において、三大ベイレの失脚や権威失墜、さらには正藍旗の剥奪解体

は、いずれも誓約への違背を口実として断行されたのである。と同時に、こうした誓約の基盤をなす不文律こそ、父ヌルハチの「専らにさせた属民」に改変を加え得るのはヌルハチ以外にないという、太宗・諸ベイレ間の共通認識であった。従って、ヌルハチの逝去にともなって、太宗と諸ベイレによるグサ/ニルの分領は暫定から確定に転化したことになろう。

もつとも、こうしたグサ/ニルの確定的分領も条件付きであって、上記のように諸ベイレ側に深刻な過失・大罪が発生すれば、変更は可能とされていた。変更とはいえ懲戒的な処罰の場合、当事者から取り上げた属民（一部もしくは全部）の管理は、グサ別ニル数の均衡に配慮して同旗の兄弟に委ねるのが通例であった。たとえば、①先にふれたアミンの処罰（天聰四年五月）に際して、アミンと長子ホンコトの属民をすべて取り上げ、異母弟のジルガランに与えた例、②ショトが永平等四城失陥の一件に連累して処罰された（天聰四年五月）上に、房婢故殺の別罪が加わった（崇徳元年八月）ため、その属民すべてを取り上げて同母兄ヨトに与えた後、ヨトの要請によってショトに返還した例、③マングルタイが太宗と口論のすえ抜刀しそうになった不敬行為を罰し、五ニルの属民を取り上げて同母弟デゲレイに与えた（天聰五年一〇月）ものの、間もなく返還した（翌年二月）例、あるいは④ダイシャン四子ワクダの目に余る不行跡を処罰して（天聰九年九月）、属民すべてを取り上げ、同母兄サハリヤンに与えた例などがある。²⁸

これら四例とは違ってドドの事例は、剥奪したニル個数の由来を知り得る点で特異である。崇徳四（1639）年五月二五日、太宗はドドがヌルハチの嫡末子であり、自身の末弟でもあるが故に、特に目をかけてきたのに、その恩義に報いどころか、数々の放恣な振舞いを重ねたため、主要な罪状七項を挙げて処罰した。このとき、正白旗（旧鑲黄旗）属下の満洲ニル全三〇個から一〇個を取り上げて、鑲白旗（旧正黄旗）の同母兄アジゲ・ドルゴンに五個ずつ均分した。²⁹ 転属先が兄弟のグサであった事実と相俟って、わずか七日後の六月二日、太宗が一〇個ニルをドドに返

還させたのは、当初からニルの恒久的な剥奪を予定していなかっただけでなく、両白旗間のニル数に不均衡を来たささないためでもあった。^③それにもまして注目すべきは、太宗の処罰が前述したヌルハチ遺産の一五ニルに対するアジゲ・ドルゴンの均分要求に準じたことであって、ドドの手許に残った二〇ニルとは元来ヌルハチが「専らにさせた」一五ニルと、ヌルハチ遺産の一五ニルからアジゲ・ドルゴンが自らの取り分と主張する一〇ニルを差し引いた五ニルの合計に他ならなかった。

いま史料 (22) を見直すと、第一に遺産の一五ニルはたとえヌルハチの遺言がないとしても、末子ドドが「専らにする」のが当然であるとして、太宗がアジゲ・ドルゴンの均分要求を斥けてドドに「専らにさせた」ものであった。第二に、太宗がドドから剥奪してアジゲ・ドルゴンの属下へ転出させた一〇ニルと、アジゲ・ドルゴンの主張する取り分との一致は、太宗の処分にもかわらず、かえって二者の均分要求が実は正当な権利であったことを裏づける。結局、太宗が処罰を介してドドの属民に対して干渉可能であった範囲は、自ら亡父ヌルハチになり代わってドドに「専らにさせた」遺産一五ニルのうち、本来ならばアジゲ・ドルゴンに属すべき一〇ニルに限定されたと理解すべきであろう。

上記の処罰とは本質的に異なる、最も厳酷苛烈な処断が天聰九年一二月に発生した正藍旗の取り潰しである。この一件は記録上、マングルタイ (天聰六年一二月病没)・デゲレイ (同九年正月病没) 兄弟によるハン位篡奪の謀議が、兄弟の死後、レンセンギ (マングルタイの妹マングジの家僕) の告発とソノム (マングジの夫) の自首によって発覚したことが発端とされている。謀議の真偽は不詳であるが、政変の発生した状況から判断して太宗が正藍旗ベイレの空位に乗じて、計画的に仕掛けて没収した疑いが濃厚である。^④ 刑部ベイレのジルガランによる上奏を受けて、太宗が諸ベイレと諸大臣に篡奪謀議を審議させたところ、史料 (28) に見るごとく「両ベイレの属民、一切の物をハンのものにす」べしと奏聞した。太宗はこれを否定して、篡奪が成功していたとすれば、すべてをマングルタイらに奪われたに相違ないとしても、だからといって自分が正藍旗を奪う

理由にはならないとして、七旗による正藍旗分割を主張する。正藍旗の単独没収が太宗の既定方針であったのなら、この分割案は真意を偽装し、辞讓の美德を演出するための見せかけに過ぎまい。

かくして太宗は満漢の文臣に審議を差し戻し、史料(29)によれば、文臣らはハン・ベイレ関係を春秋時代の「国」(諸侯の国都)と「都」(諸侯子弟の封邑)に擬え、「都を国よりも大きくするな」(『春秋左氏伝』隱公元年夏四月条「都城過百雉、国之害也」という訓戒を根拠に、太宗の単独没収に賛成した。その結果、正藍旗は正黄旗に併合され、両者の属民を混淆して新たな両黄旗が編成される一方、ホオゲの鑲黄旗(旧鑲白旗)は正藍旗と改称される³³。このように篡奪謀議を恐らくは捏造してまで強行した併合の顛末から浮上する周到な計画性は、ヌルハチの「専らにさせた属民」の所属を、とりわけグサもろともに不可逆的に改変することが、いかに困難であったかを雄弁に物語る。

おわりに

以上、グサ分領制(あるいはグサ/ニル分領制)の観念的基底をなす salibumbi という語彙について、事例を挙げつつ具体的に考察してみた。いま、改めて結論を要約すると、八旗の編成母体たる国人/属民は原則的にすべてヌルハチが独力で集めた家産であり、これを子弟に暫定的に専有させた結果として、その専有状況を改変する権限はヌルハチ以外の誰も保有しなかった。だからこそ、ヌルハチの死後、暫定的な国人/属民の専有が確定的で排他的なそれに転換すると、太宗といえども件の誓約に束縛され、諸ベイレを納得させるだけの過失・罪状がなければ、容易に干渉し得なかったし、懲罰的にニルの所属を変更する場合も多くは同一グサの範囲内であった。よって、少なくとも正藍旗の解体を強行した天聰九年以前に限っては、国人/属民の専有を「慣習の実質なき形骸」と評価することに、いまや少なからず違和感を覚える。

もっとも、太宗が正藍旗の没収をもって権力集中の手段とする先例を

開いて以来、摂政王ドルゴン（鑲白旗から正白旗に旗色交換）がホオゲの正藍旗を剥奪したり（順治五年三月）、ドルゴンの急死（順治七年一二月）と順治帝の親政開始（順治八年正月）を契機としてドルゴンの正白旗が剥奪されて皇帝直率となる（＝上三旗の成立）など、⁵⁴天聰末年以後のグサ分領制はもはやヌルハチ以来の基底を旧態そのままに保持するものではなかった。こうした変動を経て、ハン / 皇帝・ペイレと属民の統属関係にいかなる変化を生じたのか、あるいは生じなかったのかは、⁵⁵今後の課題として後考に待ちたい。

〔参照史料〕

引用史料名は『満文老檔』→『老檔』、順治初纂滿文・漢文『太宗実録』→〔順〕満・漢『太宗実録』、乾隆三修『太宗実録』→〔乾〕『太宗実録』の要領で簡称する。

(1) 『満洲実録』辛丑（万曆二九/1601）年条⁵⁶

その年マンジュ国の太祖スレ＝ペイレは彼の集めた国人 ini isabuha gurun を治めて、三百人の男丁を一ニル niru となし、ニルごとにエジェン ejen（主）を置いた。

(2) 『満洲実録』戊子（万曆一六/1588）年条⁵⁷

そのように地方、地方のアンバンらを招き従え golo golo ambasa be elbime dahabure、周囲の国を平らげ終り šurdeme gurun be dailame wacihiyara、それよりマンジュ国 manju gurun は次第に強く力あるものとなった。

(3) 『老檔』己酉（万曆三七/1609）年三月条⁵⁸

スレ＝クンドウレン＝ハンは弟のシュルガチ＝ペイレが同父母に生まれた唯一の弟なので、国人 gurun、よい僚友 sain gucu（腹心の従臣）、勅書 ejehe、奴隸 aha など一切のものを皆同じように専らにさせた salibuha。かように国人、僚友など一切のものを皆同じように与えて bufi 暮らすのに、……戦争にも……政道にも……まったく能がなかった。……ところが弟王はかようを与え養われることに満足せず、年中兄に怨みを懐かせたので、兄スレ＝クンドウレン＝ハンは「弟よ。汝の生活手段たる国人、僚友は我らの父が専らにさせた国人、僚友ではない musei amai salibuha gurun gucu waka。兄である我れが与えた buhe 国人、僚友である」とその悪事を非難し言った……。このように国人、僚友を

同じように専らにさせた salibuha 兄を棄てて、国人を連れ去り、別の村に住み、別の路 golo に行くと言ったので、スレ＝クンドウレン＝ハンは怒って、その同じ己酉の年……の三月十三日に、弟王に与えた国人、僚友などのものを皆取り上げて、たった一人にした。……かように弟王は辱を受けて……自らを責め、突然還って来た。そこでスレ＝クンドウレン＝ハンは同じその年、一旦取り上げた国人、僚友を皆更めて弟王に還し与えた。……

(4) 〔順〕 満『太宗実録』天聰五 (1631) 年正月二八日条

先に何事もなく平和に暮らすとき、己酉の年 (1609)、第二ペイレ ^{ジャン} jacin beile (アミン) の父子が国より分れて彼らの勝手に別の国となり、別の地方に行って住みたいというのを、父ハンは諫止しても従わないので、怒って殺すところであった。ただ、弟 (シュルガチ) をなにゆえ殺そうかと慈しみ助命した。この第二ペイレを殺すのを我らの兄弟らは諫めて助命した。助命してその属下の人民をば半ばを取り上げた ini harangga jušen irgen be dulga be gaiha。……その後、第二ペイレの父が薨じた後、第二ペイレを弟の子だとして分け隔てして思わず、自身に生まれた三人の成長した子ら (ダイシャン、マングルタイ、ホンタイジ) に同等となし、属民を増して完全なグサをつくり jušen nonggifi gulhun gūsa arafi、四ホショ＝ペイレ (の一人) として同様に養った。

(5) 『満洲実録』辛丑 (万曆二九/1601) 年正月条^㉓

太祖スレ＝ペイレは大明国の万曆帝に向かって、「汝の言葉で我れの得たハダ国をその地に戻しやって住まわせた。ハダの国人をイエへの者がつねに侵略する。我れの得た国人をイエへに何故専らにさせるのか mini baha gurun be yehe de ainu salibumbi [同書漢文：何故以吾所獲之国、受制於葉赫] といえども、大明国の万曆帝はまったく聴かず……。

(6) 『老檔』天聰元 (1627) 年正月八日条^㉔

(寧遠の袁崇煥に) 送った書の言、「……我ら二国の戦になったこと、……汝らの皇帝を天の上にいるごとく遠くとなし、彼らの身を天の者のごとくにして、天の生まれさせた種々の国のハンを専らにさせず abkai banjibuha meni meni hacin i encu gurun i han be umai salibuhakū [[〔順〕 漢『太宗実録』：天生諸国各有其主、乃藐視凌圧 / 〔乾〕 『太宗実録』：俾天生諸国之君、莫得自主]、凌ぎ侮るのに耐えられなくなって戦を始めた。……」

(7) 『老檔』天命八 (1623) 年五月九日条^㉕

ハンは八角殿にジャン河の姑、娘らを集めて言うには「汝らは……男の才能や功績を見て、釣り合うように汝らを彼らに与えたのだ。男を汝らの好きなようにさせたのであろうか tere be suwende salibuhabio [『満洲実録』 漢文：豈令

受制於汝乎]。汝らが夫らを苦しめ甚だ放埒に暮らすことは鬼よりもさえ悪いぞ。……」

(8) 『老檔』天命八年七月四日条⁴²

ハンが言うには「……(ハルハとウルトから)来た諸王よ、汝らこちらで縁組して根脚となりたいと我らの娘らを娶ったものは、その娘らを憚るな。汝らは遠くから慕って来て可憐であるとして愛しんで娘らを与えたのであるぞ。汝らを娘らに勝手にさせたか suwembe juse de salibuhabio [『満洲実録』漢文：豈令汝受制於吾女乎]。……」

(9) 『内国史院檔』崇徳三(1638)年正月八日条⁴³

鑲紅旗のエブテイは彼のニル下のバシバイの寡婦を、自分の弟のクリに与えたいとショット = ベイセに尋ねたので、ショット = ベイセは「バシバイに子孫、親族はいるか」と尋ねた。エブテイが告げて言うには「子孫、親族はいない。二人の幼い男子がいる」と言ったので、ショット = ベイセが言うには「バシバイの家の物はすべて皆文書に書け。……子供らが成長したら分家させる」juse mutuha manggi, delhebumbi」と言って、女をクリに嫁がせた。その後、バシバイの弟ケテイがショット = ベイセに「我れの兄の家産をクリになにゆえ専らにさせるのか mini ahūn i boigon be kuri de ainu salibumbi」と訴えた。……法司に審理したところ、エブテイが騙して……弟クリに妻と家産を与えた buhe ことは真実なので、エブテイを百回鞭打ちにし、ニルの管理を解任した。女を離別させ、子供らを養育せよとケテイに委ねた。

(10) 『満洲実録』天命九(1624)年正月条⁴⁴

エンゲデル = エフ、スンダイ = ゲゲ(エンゲデルの妻、シュルガチの娘)が来て、……太祖ゲンギエン = ハンに向かって「……ハンの側に永く住みたい」というので、ハンは嘉して……エンゲデル = エフに平虜堡という城の人民を専らにさせた ping lu pu gebungge hoton i irgen be salibuha [同書漢文：以平虜堡人民賜之]。

(11) 『老檔』天命七(1622)年正月八日条⁴⁵

(ハンが言うには)「平虜堡の男四百三十四人を蒙古のエンゲデル = エフに与えた。……汝ら(エンゲデル夫妻)は勝手に何ものをも取り立てないで、一年に銀一百両、穀物一百斛を公課として取って我れが手ずから与えよう。……」

(12) 『旧満洲檔』天聰九(1635)年九月二五日条⁴⁶

それから衆諸王、諸大臣が審理した罪をハンに上奏した言は次の通りである。「……汝(ハダ = ゲゲ [マンガジ])をジノン(ソノム)に下嫁して開原地方を専有させた keyen i babe salibuha [(順)漢『太宗実録』：賜開原地方 / (乾]

『太宗実録』：賜以開原地方。滿洲ニルを編して与えた。ハンの狩猟するイエヘ、ハダの山をハンの旨がなく汝らジノン夫妻は二度勝手に狩猟した。……（この罪を加えた）三罪の故に……与えた滿洲ニル、専有させた開原地方を取り上げた。……」

(13) 『滿洲実録』天命六（1621）年十一月八日条^④

北の蒙古国の五部カルカ（のバヨト部）のグルブシ＝タイジ、マンゴル＝タイジが自ら属民すべて六百戸、馬群、家畜を尽く率いて叛いてきた。……グルブシ＝タイジに太祖ゲンギェン＝ハンはその娘ソングトウ＝ゲゲを与えて婿となし、……ジュシェン（女真）三百男丁の一ニル、蒙古人の一ニル、二ニル^{ジュシェン}の属民を専らにさせjušen ilan tanggū hahai emu niru, monggo emu niru juwe niru jušen salibufi [同書漢文：給滿洲一牛泉三百人、並蒙古一牛泉共二牛泉]、総兵官となった。

(14) 『老檔』天命八（1623）年三月五日条^④

断事官らは審理して、「汝（ガンガダ＝サマン）はハンが甲士を出して辺境に住まわせに送るのを悦ばないが……それは甲士百五十人のなかから定められた通りに出す者であるぞ。汝がそのようであるならば、ハンの与えた職、賞した者、専従させた漢人 salibuha nikan を皆取り上げ、汝は勝手に非職で暮らせ」と断じてハンに告げた。

(15) 『内国史院檔』天聰八（1634）年正月一六日条^④

……そこで礼部のサハリヤン＝バイレがハンの旨の書を記して、（漢人の）諸官人を大衙門に集めて語った書の言、「……我らの国は小さく民は少ないので、漢地のように職に応じ俸禄を与えることはできない。……地を得れば功・職を考慮し男丁を専らにさせた gung hergen bodome haha salibuha [(順) 漢『太宗実録』：照功臣分給壯丁 / (乾) 『太宗実録』：照官職功次、給以壯丁]。先のハンが遼東の漢人を整え処理するとき、滿洲・漢人の官人らの一等の功ある人に百丁、それ以下は功・職に応じ専らにさせていた。……」

(16) 『内国史院檔』天聰八年正月一六日条^⑤

（漢人の）諸官人がまた答えるに、「……我らの食べる、着る、騎乗する、使役するものはいずれもハンの慈しむ恩 gosire kesi [(順) 漢『太宗実録』：仁恩所賜 / (乾) 『太宗実録』：恩賜] が及んだものではなからうか。……我らをかように養った恩情 ujihe baili [(順) 漢『太宗実録』：豢養之恩 / (乾) 『太宗実録』：莫大之恩] にいくら泥土に塗れて報いたとて、万分の一にもどうして値しようか」と答えた。

(17) 『老檔』癸丑（万曆四一/1613）年六月条^⑤

天の恩寵により多くの国人を集めて amba gurun be isabufi、金の政 aisin i doro を執っていたスレ=クンドウレン=ハンは「……長子に政を執らせたいが、長子は幼時から心が狭く、国を治めるべき寛大なよい心を持たない。……長子を陞せて大国 amba gurun を与え大政を執らせたならば、その狭い心を棄てて正しく大きな心になることもあろう」とて長子アルガトウ=トゥメン（チュイエ）に政を執らせた。ところがアルガトウ=トゥメンは……父ハンが登用して我が身のように養った五大臣を互いに反目させて苦しみ、スレ=クンドウレン=ハンが心肝のように愛する四子を苦しみ、……「汝ら弟に父ハンが与えてある良財、良馬を、父ハンが亡くなった後、処分せずそのままにしておこうか。さらに我れと仲の悪い弟ら、大臣らは我れがハンとなった後に殺す」と言った。……そこでスレ=クンドウレン=ハンは「……父を同じくする四弟、父が登用した五大臣をこのように仲悪くして苦しめるなら、どうして汝に政を執らせることが出来よう。汝ら二人の同母兄弟（チュイエとダイシャン）に政を執らせ国人を大半与えた gurun be amba dulin buhe。……汝ら他の兄弟に先んじて長じた二人の同母兄弟に国人各五千家、牧群各八百頭、銀各一万両、勅書各八十道を与えた。我が愛しい妻に生まれた多くの子らに与えた国人、勅書は皆これより少ないぞ。……与えられた国人、牧群、財貨などを少ないとて、汝がこのような狭い心を執るのであれば、汝に専らにさせた国人 salibuha gurun、牧群などを皆弟らと一緒にして同様に分配せよ」と言った。……（その後、ウラ国に出征中のハン、弟ら、五大臣を呪詛したので、この悪行ゆえに）長子を殺せば、後に生きる子らに先例となりはしないかと恐れて殺さず、そのアルガトウ=トゥメンを、彼の三十四歳の三月二十六日、高い垣の家に監禁した。

(18) 『老檔』天聰六（1632）年二月六日条^②

これほどの大政、国土人民一切のものは、皆父ハンが自分一人で創立したものである ere utala doro, gurun irgen ai jaka gemu han ama emhun beye fukjin ilibuhange [〔順〕漢『太宗実録』：似此土地人民一切諸物、是皆父王崛起而創立者 / [〔乾〕『太宗実録』：凡此大業国土人民一切諸務、先帝崛起而創立者]。

(19) 『老檔』天聰二（1628）年六月一日条^③

ゲンギエン=ハンは諸子に属民を専らにさせ与えるとき genggiyen han juse de jušen salibume bure de [〔順〕漢『太宗実録』：太祖分固山時 / [〔乾〕『太宗実録』：太祖賜諸子属員時]、彼ら（アサン、アダハイ、ジルハイ、ガライ四兄弟）をアンバ=ベイレ（ダイシャン）に与えていた。

(20) 『旧満洲檔』天聰九（1635）年一〇月二四日条^④

大衙門で布告した言、「国の名をマンジュという。旗のペイレらに専らにさせた属民を、その旗のペイレの属民という gūsai beise de salibuha jušen be tere beile i jušen sembi [(順) 漢『太宗実録』: 其固山貝勒下人、許称某固山貝勒家諸申/—]」と衆に記憶させるために布告した。

- (21) 『老檔』天聰元(1627)年一二月八日条⁵⁵⁾

三大ペイレと衆ペイセはアバタイに「……アジゲ＝アゲ、ドルゴン＝アゲ、ドド＝アゲは皆父ハンが完全なグサを専らにさせた子らであるぞ han ama i gulhun gūsa be salibuha juse kai [(順) 漢『太宗実録』: 父汗分掌整固山之子 / [乾]『太宗実録』: 皆係皇考分給全旗之子] ……」と言ったので、……。

- (22) [(順) 漢『太宗実録』崇徳四(1639)年五月二五日条

聖ハンが言うには「……太祖が子らに属民を専らにさせたとき taidzu juse de jušen salibuha de [(順) 漢『太宗実録』: 太祖分撥牛录 / [乾]『太宗実録』: 太祖分撥牛录与諸子時、武英郡王(＝アジゲ)に十五ニル、睿親王(＝ドルゴン)に十五ニル、汝(＝豫親王ドド)に十五ニル、太祖自身に十五ニルを割り当てたのであった。太祖が崩じた後、武英郡王と睿親王が『太祖の十五ニルを我ら三人が五ニルずつ取りたい』と言えば、たとえ太祖の遺言が決定していなかったとしても、末子が専らにするのが理であるとして我れは従わず、汝に専らにさせた fiyanggū jui salire giyan seme, bi oho akū, sinde salibuha [(順) 漢『太宗実録』: 理当与幼子 / [乾]『太宗実録』: 理宜分与幼子、故不允其請、悉以与爾]。……」

- (23) 『世管ニルの佐領イオシャンがニルを承襲する根源冊』(道光一〇/1830年十一月一七日)⁵⁶⁾

満洲正白旗の佐領たる宗室イオシャンが管理した勲旧ニルの根源に記したこと。「満洲正白旗都統宗室フンシェンらの謹んで上奏すること。勲旧ニルの佐領フンチ、プスイらの呈したところでは、『我らの曾祖、(すなわち)太祖高皇帝の第四子たるタンゴタイ＝アゲ tanggotai age と第六子たるタバイ＝アゲ tabai age らが分家するときに専らにさせ、特別にさせ、人参を括らせた属下の隸民 boo delhere de salibuha enculebuhe orhoda hūwaitabuha harangga jušen 中の満洲 manju を、後にニルに編成するとき、一整ニルと一半個ニルに編成した。整ニルをタバイ＝アゲに専らにさせ salibufi、ニルの者 nirui niyalma マンドウホに(代って)管轄させた bošobuha。半個ニルをタンゴタイ＝アゲに専らにさせ salibufi、ニルの者フミセの子ムルタイに(代って)管轄させた。……』……」

- (24) 『満文原檔』第一冊「辰字檔」・同第五冊「無編號殘檔」⁵⁷⁾

(ハン)「ジャイサングとショトに与えた属民 jušen を書に書いて持って来い。我れが見よう」と言った後、その二人に与えた属民は他より悪いので、ジルガランに属する二備禦の属民を、ジャイサングに交換して与えよと書を与えるので、ジルガランは戻ってゆき、「我は何か罪をなしたのか。まったく罪なくして剥ぎ取るのか。属民をどうして交換するのか」と言った [のであった]。またアンバ=ペイレ (ダイシャン) に向かってハンが言うのに「……ショトに与えた属民をば、誰を与えているのか」と問うた後、アンバ=ペイレが告げるには、与えた属民を皆名を呼び上げつつ告げて、さらに……」

(25) 『老檔』天命五 (1620) 年九月条^㉔

それからアンバ=ペイレは、ハンに五、六度跪いて「我が子 (ショト) が我れを悪いとて逃げるようでは、ハンなる父が我れに専らにさせた salibuha 僚友、国人は我がもとでどうして暮らせるか。子が是であり、我れが非であれば、ハンなる父が掌らせた政道から我れは避けよう。継母 (ダイシャンの後妻) の言を容れて、我が子に僚友、国人を与えず buhekū、家の奴隸、牛馬の牧群を専らにさせず salibuhakū、衣食を豊かに与えなかったならば、我が妻を我れが殺そう。さようでなく我れがよく養っても子がきかず悪逆を思っていれば、子を我れに託せよ。我れが殺そう」と請うたが、ハンは聴かず、三、四度繰り返し請うてもまたきかなかつた。

(26) 『滿文原檔』天命五年九月条^㉕

(ハン) またアンバ=ペイレ (ダイシャン) に向かって言うのに「……ショトに与えた属民 jušen は誰を与えていたか」と尋ねた後、アンバ=ペイレが告げて与えた属民を皆名を挙げて告げ […残欠…]、……。ハンが言うには「汝も継母に暮らし (て苦勞し) たぞ。汝の身の上に問いただして、なぜ考えないのか。汝は妻の言いなりになって成長した年上の子ら (ヨトとショト) をどうして虐げるのか。……また汝に我れは好い属民 jušen を選んで専らにさせた salibuha ぞ。汝は我れを見習って好い僚友 gucu をヨトとショトにどうして与えなかった buhekū のか。汝は妻の言いなりになって、年上の成長した子らに悪い属民 jušen を […残欠 (与え?) …]、好い属民を皆汝の愛しい妻に生まれた年少の子ら (サハリヤン [とワクダ?]) に専らにさせた salibuha ののであるぞ」と言った後、[…残欠…] ……。

(27) [順] 滿『太宗実録』天命一一 (1626) 年九月朔条

スレ=ハン (ホンタイジ) はハン位に即いた礼をもって、改めてハンとペイレらが義を失わずに睦まじく暮らすと天地に堅く誓った。……それからスレ=ハンの天に誓った言、「……三兄 (ダイシャン、アミン、マングルタイ)、衆兄弟

子姪が会して我れをハン位に即かせた。我れが兄らを敬わず、諸弟子姪を慈しまず、正義を踐み行わず、……また兄弟子姪らを僅かな過失の罪により、父の専らにさせた属民 ama i salibuha jušen [[順] 漢『太宗実録』：父汗所予之人民 / [乾] 『太宗実録』：皇考所予戸口] を取り上げたり、降格したり、誅殺するなら、天地が非とし寿命に至らせず半途に死なしめよ。……」さらに三大ベイレ ilan amba beile、衆ベイセラ geren beisese の誓った言、「ダイシャン、アミン、マングルタイ、アバタイ、デゲレイ、ジルガラン、アジゲ、ドルゴン、ドド、ドウドウ、ヨト、ショト、サハリヤン、ホオゲが天地に堅く誓うこと。……我らの衆兄弟子姪が（ホンタイジを）正しくハンであると思つて暮らすとき、僅かな過失のために、父の専らにさせた属民 ama i salibuha jušen [[順] 漢『太宗実録』：先汗所予之人民 / —] を取り上げたり、降格したり、誅殺するなら、ホンタイジを天地は照覧するであろう。……」

(28) [順] 満『太宗実録』天聰九（1635）年一二月五日条

……それよりその罪（マングルタイ・デゲレイ兄弟の大逆謀議）を衆ベイレ・大臣等が審理して問えば事実なので、……両ベイレの属民 jušen irgen、一切の物をハンのものにすると上奏した後、ハンが勅旨を降すのに、「……また両ベイレの一切の物を、我れのものにすることとは妥当ではない。我れに両ベイレが打ち勝ったのなら、我れは一切の物を両ベイレが専らにするはずであった mini aika jaka be juwe beile salimbihe [[順] 漢『太宗実録』：我之産業皆為彼有 / [乾] 朕之所有、将尽歸於彼]。（だとしても）我れが打ち勝ったとて、両ベイレ一切の物を取り上げるのが当然ということができようか。さようでなく（諸ベイレが）同議同心というなら、また七旗が分け合つて取る（べき）であろう。……」

(29) [順] 満『太宗実録』天聰九年一二月五日条

ハンが言うには「汝らの文館の満洲・漢人の文官を皆集めて、いかになすべきかと議定して我れに上奏せよ」と言った。文臣らが議して上奏するには「……両ベイレ（マングルタイ・デゲレイ）の属民を七旗が分けるということは宜しくない。皆ハンのもとなるべきである。いわんや古人の言ったことに、『都 du を国 gurun よりも大きくするな』と言っている。都というものはベイレらであり、国というものはハンである。国が小さく都が大きくなるなら、悖乱の元になると言ったことであるぞ。……」と上奏した後、ハンは「汝らの言を我れは聞いた。思慮して考えたい」と言った。

注

- ① 拙稿「マンジュ国〈四旗制〉初建年代考」(『立命館東洋史学』32、2009) pp.1-30。なお、白旗を分割して正白・鑲白・正藍三旗に再編成したという推論は、姚念慈『清初政治史探微』2008・p.60の見解を継承したことを特に付言しておく。
- ② 拙稿「天命後半期グサ別ニルの数量的考察」(『立命館東洋史学』38、2015) pp.1-45。
- ③ 顧養謙「属夷擒斬逆酋献送被虜人口乞賜職銜疏」(『冲菴顧先生撫遼奏議』巻19所収)。
- ④ ヌルハチは長白山部を「我らの同じ国の人」、ワルカ部を朝鮮に対して「尽く我が者ぞ」と発言している(今西春秋訳注『満和蒙和对訳満洲実録』1992、p.63・p.104)。また、ワルカ部(衛所制下の毛憐衛に該当)は、万曆重修『明会典』(巻107・礼部65・朝貢3)でも「建州女直」に類別されている。
- ⑤ 三田村泰助「ムクン・タタン制の研究—満洲社会の基礎的構造としての—」(『清朝前史の研究』1965/再版1972) pp.196-201。
- ⑥ 拙稿「明末のワルカ部女直とその集団構成について」(『立命館文学』562、1999) pp.82-84参照。
- ⑦ 拙稿「ジュシェン-マンジュ史簡記二題」(『立命館東洋史学』40、2017) pp.19-24。
- ⑧ 三田村泰助「ムクン・タタン制の研究—満洲社会の基礎的構造としての—」 pp.132-133。
- ⑨ 注⑦に同じ。
- ⑩ 張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』1988・第三章「軍政合一的八旗制度」(執筆:郭成康) p.139。
- ⑪ 満文老檔研究会訳註『満文老檔I 太祖1』1955、pp.10-12。
- ⑫ 『満文老檔IV 太宗1』1959、pp.401-402・pp.402-404・pp.408-409。
- ⑬ 順治初纂満文『太宗実録』崇徳四年八月二六日条に、以下のようである。「(ハンは)ジャラン=ジャンギンのフルダンを前に進ませて言うには、我れをこのフルダンは一再ならず軽んじたことが多い。汝ら衆人は聞くがよいと告げること。……さらに太祖が崩御して悲嘆していたところに、鑲藍のアミン=ペイレがフルダンを寄越して『ホォゲの父(ホンタイジ)よ、汝を我れは諸ペイレに向かつて議して、ハン位に即かせよう。汝がハン位に坐した後、我れを別の地方に居らせよ』と遣わしたので、……フルダンは朋輩に向かつて我れを誹謗して『我らの主が追いつめられて、鄭親王を召し寄せ、しきりに偽るのを見よ』と

言ったのだ。……」

- ⑭ 前掲「マンジュ国〈四旗制〉初建年代考」pp.21-22 では、ヌルハチがシュルガチの国人をすべて取り上げ、その一半（シュルガチの自力獲得分）を返還したと考えたが、本文のごとく見解を改め、返還分はヌルハチが分与した国人であったと見ておく。
- ⑮ 今西春秋訳注『満和蒙和对訳満洲実録』（1992・p.26）は同盟アンバン三名（ガハシャン＝ハスフ、チャンシュ・ヤンシュ兄弟）の兵力と併せて一〇〇名とする。このうちヌルハチの兵力はシュルガチを含む兄弟、グチュ（僚友）、ポオイ＝ニヤルマ booi niyalma（家僕）、ジュシェンを合計しても五〇名に満たなかったと推定される。この推定値と内訳は江島壽雄「明末満洲におけるガシヤンの諸形態」〔初出 1944〕（『明末清初の女直史研究』1999）pp.430-431、および拙稿「グチュ考——ヌルハチ時代を中心として——」（『立命館文学』572、2001）pp.32-35 参照。
- ⑯ 周遠廉「後金八和碩貝勒“共治国政”論」（『清史論叢』第2輯、1980）p.246。同『清朝開国史研究』1981・pp.116-117にも同主旨の記述が看取される。
- ⑰ 谷井陽子『八旗制度の研究』2015・p.10・pp.41-42（note27）・pp.321-323、同「八旗制度と『分封制』—杜家驥著『清初八旗政権の性格とその変遷』に寄せて—」（『満族史研究』15、2016）p.85（note12）・p.97。
- ⑱ ジュシェン/マンジュ人の分家とその実態については、拙稿「清初マンジュ人の〈分家〉管見—ヌルハチの事例を端緒として—」（『アジア史学論集』6、2013）pp.33-58 参照。
- ⑲ 楠木賢道『清初対モンゴル政策史の研究』2009、p.32 参照。なお、『内国史院檔』順治元年四月一六日条に、平西伯呉三桂に対する摂政王ドルゴンの返書が見え、「平西伯は遼東の地を守って、我らに向かって戦ったのであった。今そのことによって疑い思うな。……今、伯が衆を率いて我れに服従するなら、我れは必ず故土を専らにさせ、藩王となそう da babe salibufi goloi wang obure」〔『世祖実録』：封以故土、晋為藩王〕とある。ドルゴンが呉三桂に約束した「故土を専らにさせ」ることが、当初食邑を意味したのか否か不詳であるが、帰順に報いる恩賞として理解された点で選ぶところはない。
- ⑳ グルブシについては楠木賢道前掲書 p.32 参照。
- ㉑ 順治初纂滿文『太宗実録』天命一一年八月一一条。また、神田信夫「清初の貝勒について」〔初出 1958〕（『清朝史論考』2005）pp.34-57。
- ㉒ 満文老檔研究会訳注『満文老檔Ⅲ 太祖 3』1958、p.974。
- ㉓ ホオゲが嫡子から準嫡子に転じた端緒は、ヌルハチがホルチン部との同盟強

化を目的に、ホンタイジの正室にボルジギット氏を迎えた(万暦42年/1614)のにともない、ホオゲの生母ウラ=ナラ氏の地位が側妃(準嫡室)に後退したと関連する。ホオゲの生母ウラ=ナラ氏については松村潤「清太宗の後妃」[初出1972] (『明清史論考』2008) p.200・pp.207-208、および拙稿「ヌルハチ大妃ウラ=ナラ氏〈殉死〉考略」(『立命館東洋史学』37、2014) pp.18-20参照。なお、ウラ=ナラ氏の地位下降に関しては、朝鮮・閔鼎重「聞見別録」(『影印標点韓国文集叢刊129』1993の『老峰集』巻10に収録)に見える康熙八・九年(1669-1670)の観察、「清人相伝、清主将娶蒙古女、当為元后。已娶之后、則当居其次」を敷衍させてよかろう。

- ②④ 太宗が三グサを掌握した経緯は杉山清彦「ホンタイジ政権論覚書」(『大清帝国の形成と八旗制』2015) pp.238-248に詳細な議論があり、また天聰期における政治の変動にともなう旗色の変更については前掲杜家驥『八旗与清朝政治論稿』2008・pp.12-28にまとまった整理がある。
- ②⑤ 主として杜家驥『八旗与清朝政治論稿』pp.12-28による。
- ②⑥ この間の相続事情と末子の地位については、前掲拙稿「清初マンジュ人の〈分家〉管見—ヌルハチの事例を端緒として—」pp.48-51参照。
- ②⑦ ショトを巻き込んだ疑惑の一件は、岡田英弘「清の太宗嗣立の事情」[初出1972] (『モンゴル帝国から大清帝国へ』2010) pp.433-439が詳細な解説を加えている。
- ②⑧ 同上、p.435。
- ②⑨ ①に関しては『満文老檔IV 太宗1』1959・p.416、②に関しては『満文老檔IV 太宗1』p.416および『満文老檔VI 太宗3』1962・p.1224・p.1229、③に関しては『満文老檔V 太宗2』1961・p.579・p.714、④に関しては『旧満洲檔天聰九年2』1975・pp.301-304をそれぞれ参照。
- ③⑩ 〔順〕満・漢『太宗実録』崇徳四年五月二日(辛巳)条。
- ③⑪ 〔順〕満『太宗実録』崇徳四年六月二日(戊子)条によると、「和碩子親王(ドド)を罪となし、満洲ニル……を鑲白旗に与えた。この代わりに鑲白旗(に撥与)の満洲ニル……をグサに充足させるように分管となし gūsa jalukiyame fiyentehe arame 〔〔順〕漢『太宗実録』：因正白旗少牛录、又貼補正白旗]、正白旗にグサを編成した後、……」とあり、「分管となし」が漢文本では「貼補」となっている。要するに、鑲白旗転属分の一〇個ニルを同旗の分管として正白旗に「貼補」(補入)して、後者のニル数減少を回避したのである。なお、太宗病没直後、大学士范文程の妻を謀奪しようとした罪に問われ、ドドはドルゴンにニル一五個を奪われる(『世祖実録』崇徳八年一〇月戊子条)が、その補填と

してアジゲとその属民がドドのグサに転属した（前掲杜家驥『八旗与清朝政治論稿』pp.180-181・pp.185-186）のも、同様の事例である。

- ⑳ 前掲杉山清彦「ホンタイジ政権論覚書」pp.238-248、および陳文石「清太宗時代の重要政治措施」（『明清政治社会史論 下冊』1991）pp.496-500。ちなみに『満文老檔 V 太宗 2』天聰五年八月一 三日条（p.541）に以下の記事がある。

ハンはマングルタイ = バイレを罵って「父ハンは、汝が幼少の時に我れと同等に待遇したか。汝には何ものも専有させたことはないぞ *sinde umai jaka salibuhakū bihe kai* [[順] 『太宗実録』：先汗略無所給 / [乾] 『太宗実録』：其一無所授。汝は我れの余り物で衣食し、我れの手に頼って暮らして来たのであるぞ。後に汝は自分の母を殺したので父に功を認められて、父ハンは末子のデゲレイの戸に汝を入れて待遇したのであるぞ *degelei fiyanggū i boigon de han ama simbe dosimbufi ujihe kai* [[順] 『太宗実録』：依其胞弟得格墨之分産度日 / [乾] 『太宗実録』：皇考因令附養於貝勒德格類家。……』と言い……

この記事が脈絡上、後の正藍旗剥奪の正当化にいかに関連するのか、あるいはしないのか、目下、筆者はいまだ確たる見通しを得ていない。

- ㉑ 杜家驥『八旗与清朝政治論稿』2008、pp.151-158。
 ㉒ これらの変動の詳しい経緯と意義については、杜家驥『八旗与清朝政治論稿』2008、pp.168-206 参照。
 ㉓ この問題に関しては康熙八 - 九年（朝鮮・顯宗一〇 - 一一年 / 1669-1670）、漢城・北京間を往復した冬至正使閔鼎重が、清朝関連の様々な情報を書きとどめた前記「聞見別録」（『老峰集』所収）の、特に下記二条を参考までに提示しておきたい。

① 清人軍制、有八固山^{グサ}之号。扱兄弟・子姪・従兄弟之有才勇能將者、分領七固山。清主自領一固山。乃其旧俗。而每固山旗色各異、以旗辨之。及八王^{アジゲ}・九王^{ドルゴン}死、以其所領固山歸之清主。即今清主所領三固山。……清主所領固山、則視清主為主將。清主視之、亦如私兵。今年（康熙九年）上元、連三日設宴。問之、則清主旗下將士進宴於清主云。……

② 順治死時、懲九王猜殺宗族、且有篡逼之患、扱諸臣之有勲勞者四人、命輔孺子。即孫尼^{ソニン}・蘇克薩哈^{スクサハ}・癸背^{オボイ}・邁必隆^{エビルン}也。胡制、撻種則位至卿宰、名隸固山。有罪削職、則遷于軍伍。故親王之為固山者、則卿宰以下皆不得抗礼、事之如軍卒之事主將焉。……

①によると、上三旗はハン / 皇帝を「主將」と看做し、後者は前者を「私兵」と看做したと指摘し、外国人の観察ながら貴重な観察というべきである。上元

の節日に上三旗の旗下将士がハン / 皇帝に進宴したのも、前者が後者の「私兵」であったという文脈に沿って理解されているようである。ちなみに、「主将」（「聞見別録」は「主将」と区別してグサ = エジェンを「副将」と称する）とは上三旗を統率する皇帝 / ハン、および皇帝 / ハンの「兄弟・子姪・従兄弟の才勇有りて能く将いる者」、つまり②にいう「親王の固山と為る者」（下五旗各グサを統率する「親王」）を指す。

②は順治帝の遺命によって康熙帝を輔政した四大臣に言及する。閔鼎重が北京を訪れたのは、康熙帝がオボイの専横を断罪した直後にあたるが、「胡制」すなわち清制では本来、満洲人の臣下はたとえ位人臣を極めようとも、グサに帰属することにならば変更はなく、「罪有りて削職すれば」、軍伍（＝所属ニル）に追い返された。従って、「親王の固山と為る者」、すなわち一グサ全体を統率する親王（和碩親王）に対して、当該グサ所属の卿宰以下は「抗礼するを得ず」、後者は前者に対して「軍卒の主將に事えるが如く」仕えたという。

このような「聞見別録」の記述をどう評価するかは、なお議論の余地があるにせよ、天聰末年以降の政治的変動と分領制の改変にもかかわらず、ハン / 皇帝・ベイレとグサ属民との統属関係が閔鼎重によって一種の主従関係に擬して理解されていることは注目されてよい。

- ③⑥ 今西春秋訳註『満和蒙和对訳満洲実録』1992、p.87。以下『満洲実録』の引用は拙訳による。
- ③⑦ 同上、p.56。
- ③⑧ 満文老檔研究会訳註『満文老檔 I 太祖 1』1955、pp.10-12。
- ③⑨ 『満和蒙和对訳満洲実録』 pp.86-87。
- ④⑩ 『満文老檔 IV 太宗 1』 pp.2-3。
- ④⑪ 『満文老檔 II 太祖 2』 1956、p.761。
- ④⑫ 『満文老檔 II 太祖 2』 pp.836-837。
- ④⑬ 河内良弘『中国第一歴史檔案館蔵 内国史院満文檔案訳註（崇徳二・三年分）』2010、pp.176-177。
- ④⑭ 『満和蒙和对訳満洲実録』 pp.308-310。
- ④⑮ 『満文老檔 II 太祖 2』 p.477。
- ④⑯ 東洋文庫清代史研究室訳註『旧満洲檔 天聰九年 2』 1975、pp.293-299。
- ④⑰ 『満和蒙和对訳満洲実録』 pp.283-284。
- ④⑱ 『満文老檔 II 太祖 2』 p.685。
- ④⑲ 東洋文庫東北アジア研究班編『内国史院檔 天聰八年』 2009、pp.23-31。
- ⑤⑩ 同上、pp.37-38。

- ⑤① 『満文老檔 I 太祖 1』 pp.28-34。
- ⑤② 『満文老檔 V 太宗 2』 p.688。
- ⑤③ 『満文老檔 IV 太宗 1』 p.135。
- ⑤④ 『旧満洲檔 天聰九年 2』 p.324。
- ⑤⑤ 『満文老檔 IV 太宗 1』 pp.109-110。
- ⑤⑥ この史料 'jalan halame bošoho niru nirui janggin iosiyang ni niru sirara sekiyen i cese' は中央研究院歴史語言研究所蔵明清史料の檔案 (番号 167503) であり、承志 (Kicengge) 『ダイチン・グルンとその時代——帝国の形成と八旗社会——』 2009・pp.51-52 において紹介和訳されたものである。本稿では必要部分を改めて原満文から訳出しておいた。
- ⑤⑦ ここに掲げた満文は、前出の岡田論文「清の太宗嗣立の事情」 pp.85-86 に提示された復元案に従って、『満文原檔』 2005・第一冊「晟字檔」 p.567、同第五冊「無編號殘檔」 p.2557 に収録する断片的記事を接合訳出したものである。
- ⑤⑧ 『満文老檔 I 太祖 1』 pp.255-256。
- ⑤⑨ 『満文原檔』 第一冊「晟字檔」 p.377、広禄・李学智訳註『清太祖朝老満文原檔』 (第二冊、晟字老満文檔冊) 1971・pp.254-255。

(本学非常勤講師)